

# 広報

平成2年2月



# わしま

### 人口の動き

12月末現在
出生4人 死亡6人
転入2人 転出5人
世帯数 1,270世帯(-2)
男女計 5,562人(-5)
男 2,723人(-7)
女 2,834人(+2)

## わしまのよめさん

両高 小林恵津美さん  
(世帯主・博さん)



小林恵津美さんは長岡市・中央総合病院に勤めておられ、昨年克博さんと結婚され、さつき祭りで知られる新津市から嫁いで来られました。

主人の克博さんは柏崎市・新潟食糧事務所柏崎支所に勤務され、子ほんのうな父親です。

小林さんは現在、父母、若夫婦、五ヶ月の昌博くん、そして弟さんの六人家族です。

村の印象はいかがですか？  
村の中央を国道とJRが通り交通のよい所だと思いますが、長岡方面がいま一つと思います。それから、こちらの方は近所付き合いが良く、会話の中によく屋号が出てくる所だと思います。

こちらへ来て習慣の差など何か感じますか？  
こちらは(和島村)大きな家が多く、また、さいの神を行ったり、まい玉飾りを行う昔からの行事が多く残っている所だと

思います。それから、親類への年始や中元などのあいさつには御明し(ローソク)を付つける習慣の地域だと思います。

村や地域に対して何か意見や要望はありますか？  
幾人の方が話をされたように私も和島村がどこに位置するのかよく分りませんでした。あなたの住所はと聞かれたら出雲崎町の隣の寺泊町と出雲崎町の間などと言わず、すぐ和島村と言えるように村のピーアールが必要でないかと思ひます。

### 村史の窓(第十二号)

#### 黒坂堤の普請

第十号で「黒坂堤」の紹介をしました。今回は工事について述べてみたいと思います。「土手長サ三十七間」は堰堤の長さ「但シ五間」は底面の幅で「敷」と表記されることもあります。「馬ふみ五尺」とは堰堤頂部の幅、「高さ八尺」は堰堤の高さです。「比坪百五十三坪式合」は立方坪を意味するものと思われます。

ところで「江戸時代の帳簿の数字に関しては検算する必要があります。」と言われていたもので、検算してみました。以前に紹介した「村田堰」は「延長拾五間」「敷拾貳間・馬踏八間・高四間」で、たしかに六百坪になります。黒坂堤の場合は、貯水池の堰堤ですから底面の幅が広いのです。さて、この坪数を検算するためには、一間を六尺に換算する必要があります。どうも十坪弱の誤差があるようですが土木工事に詳しい方の御教示を賜わりたいと存じます。

坪数の問題はさておいて、工事の様子について述べてみたいと思います。第十号では、「千

損」が続いている実情を述べました。現在は行政単位では上桐に含まれている黒坂も当時は黒坂村です。そこで堤の工事も「黒坂村へ申談、右留井覆渡御普請」を大庄屋所へお願いしたのです。黒坂村の耕地も黒坂堤の用水を利用しているため反対はしなかつたでしょう。この願いは認可され、九月二十五日から十月二日までの期間に工事が行われることになりました。この工事は、茨曾根組・燕組の村々からも人足が動員されています。も

つとも上桐・門新・黒坂村は三条・燕・分水方面の普請には人夫や資材を供出していますからお互いさまです。「御普請」とは、領主からも若干の助成金(人夫扶持米)は支給されましたが、つまるところ他村からの人夫・資材の調達によって行われる工事だったことがわかります。

ところが、この工事では今までの底面の幅では足りないことが判明し、代替地の問題が起きてきたのです。この件については次号で述べます。

(永井洋一)

### 筒粥祭

一月十四日の夜、島崎の宇奈貝志神社で五穀豊穰を占う筒粥祭が行われました。

豆本で粥がたかれ、その中に十五センチメートルに切った葦が割れ目を付けられ六本入れられました。

この葦の中に入った粥の数で作柄を占うもので、今年の作柄は平年作との結果が出ました。

### 主な内容

- 2・3頁…12月定例議会終わる
- 3頁…良寛さまの生涯
- 4頁…読者リレー
- 5頁…衆議院議員選挙のお知らせ
- 6・7頁…ワシマスポット、村長室の黒板
- 8・9頁…お知らせ広場
- 10頁…わしまのよめさん、村史の窓

# 12月定例議会終わる

平成元年第4回議会定例会は、12月21日招集され、会期2日間とし、12月22日閉会いたしました。今期定例会で決まりました主な議案の内容は次のとおりであります。

## 村長提出議案

### ○議案第八十二号

和島村議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について (原案可決)

### ○議案第八十三号

和島村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について (原案可決)

### ○議案第八十四号

和島村の技能労務職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について (原案可決)

(原案可決)

人事院は社会経済情勢全般の動向を踏まえつつ民間賃金との均衡を図ることを基本とし、平均八、七七七円(三・一一パーセント)の引上げを勧告したが政府はこれを受け三・一一パーセントの改定を行うこととし、閣議決定し国会に提案され原案可決されましたので、本村も国・県に準じ職員の給与を改定したものであります。諸手当についても国・県と同様、単身赴任手当の増等、期末手当の〇・一月分の増等の一部改正を行ったものであります。

### ○議案第八十五号

新潟県町村職員退職手当組合の規約の変更について (原案可決)

### ○議案第八十六号

良寛の里美術館建築工事請負契約締結事項の変更について (原案可決)

### ○議案第八十七号

平成元年度和島村一般会計補正予算(第七次)について (原案可決)

### ○議案第八十八号

平成元年度和島村国民健康保険特別会計補正予算(第二次)について (原案可決)

### ○議案第八十九号

平成元年度和島村農業集落排水事業特別会計補正予算(第三次)について (原案可決)

### ○議案第九十号

平成元年度和島村老人保健特別会計補正予算(第二次)について (原案可決)

### ○議案第九十一号

平成元年度和島村公共下水道事業特別会計補正予算(第二次)について (原案可決)

### ○議案第九十二号

平成元年度和島村老人保健特別会計補正予算(第二次)について (原案可決)

### ○議案第九十三号

平成元年度和島村老人保健特別会計補正予算(第二次)について (原案可決)

### ○議案第九十四号

平成元年度和島村老人保健特別会計補正予算(第二次)について (原案可決)

地方交付税の未計上分四二、一九五万円、使用料及び手数料一、一五八千円の減、地方産業育成資金貸付金一、〇〇〇千円の減、財産収入及び諸収入では国道一六号バイパス用地売却代金、物件補償費その他で八、九三五千円の増、村債では良寛の里整備事業の継続費の設定により二五、〇〇〇千円を減額するものであります。

### ○意見第二号

国民健康保険事業に対する県単助成制度の継続・拡充等に関する意見書 (採 沢)

### ○陳情第一号

国民健康保険事業に対する県単助成制度の継続・拡充等に関する意見書の提出を求める陳情 (採 沢)

### ○意見第二号

国民健康保険事業に対する県単助成制度の継続・拡充等に関する意見書 (採 沢)

(原案可決)

今回の第七次補正予算は、三四、三九三万円を追加し、二〇三六、一六五万円の規模にしたものであります。歳入の主なるものは、村税では法人税の一〇、〇〇〇千円増、

### ○陳情第一号

国民健康保険事業に対する県単助成制度の継続・拡充等に関する意見書の提出を求める陳情 (採 沢)

### ○意見第二号

国民健康保険事業に対する県単助成制度の継続・拡充等に関する意見書 (採 沢)

### ○陳情第一号

国民健康保険事業に対する県単助成制度の継続・拡充等に関する意見書の提出を求める陳情 (採 沢)

### ○意見第二号

国民健康保険事業に対する県単助成制度の継続・拡充等に関する意見書 (採 沢)

### ○陳情第一号

国民健康保険事業に対する県単助成制度の継続・拡充等に関する意見書の提出を求める陳情 (採 沢)

### ○意見第二号

国民健康保険事業に対する県単助成制度の継続・拡充等に関する意見書 (採 沢)

### ○陳情第一号

国民健康保険事業に対する県単助成制度の継続・拡充等に関する意見書の提出を求める陳情 (採 沢)

### ○意見第二号

国民健康保険事業に対する県単助成制度の継続・拡充等に関する意見書 (採 沢)

### ○陳情第一号

国民健康保険事業に対する県単助成制度の継続・拡充等に関する意見書の提出を求める陳情 (採 沢)

### ○意見第二号

国民健康保険事業に対する県単助成制度の継続・拡充等に関する意見書 (採 沢)

増額するものであります。○議案第八十九号 平成元年度和島村老人保健特別会計補正予算(第二次)について (原案可決)

### ○議案第九十号

平成元年度和島村老人保健特別会計補正予算(第二次)について (原案可決)

### ○議案第九十一号

平成元年度和島村老人保健特別会計補正予算(第二次)について (原案可決)

### ○議案第九十二号

平成元年度和島村老人保健特別会計補正予算(第二次)について (原案可決)

(原案可決)

今回の補正は、一、一〇〇千円を一般会計より繰り入れ老人医療費支給費に計上するものであります。

### ○議案第九十三号

平成元年度和島村老人保健特別会計補正予算(第二次)について (原案可決)

### ○議案第九十四号

平成元年度和島村老人保健特別会計補正予算(第二次)について (原案可決)

### ○議案第九十五号

平成元年度和島村老人保健特別会計補正予算(第二次)について (原案可決)

### ○議案第九十六号

平成元年度和島村老人保健特別会計補正予算(第二次)について (原案可決)

### ○議案第九十七号

平成元年度和島村老人保健特別会計補正予算(第二次)について (原案可決)

### ○議案第九十八号

平成元年度和島村老人保健特別会計補正予算(第二次)について (原案可決)

### ○議案第九十九号

平成元年度和島村老人保健特別会計補正予算(第二次)について (原案可決)

### ○議案第一百号

平成元年度和島村老人保健特別会計補正予算(第二次)について (原案可決)

### ○議案第一百一号

平成元年度和島村老人保健特別会計補正予算(第二次)について (原案可決)

### ○議案第一百二号

平成元年度和島村老人保健特別会計補正予算(第二次)について (原案可決)

## 下富岡集落開発センター完成

平成元年8月に着工された下富岡集落開発センターが11月22日完成し、12月10日に盛大に竣工式が行われました。このセンターは、大・小会議室・調理室などを備えた機能性に優れた建物で、村では12ヶ所目の集落開発センターとなりました。



## 意見書

国民健康保険事業に対する県単助成制度の継続・拡充等に関する意見書 (採 沢)

意見書第二号については、国民健康保険事業に対する助成制度は、村の国保財政負担の軽減を図って来たことからして、交付金の削減は、国保財政の健全化を阻害する事等からして県知事宛に意見書を送付したものである。



## 良寛さまの生涯(上)

文政九年三月八日には、良寛師が百々将監と一宅宅を訪ずれ転居の件を話され、同十二日には吉(寺泊町)の源右エ門(竹内氏)宅へ一宅が訪ずね良寛師の転居の意向を伝え、後又折り返し源右エ門より良寛師を置くべき庵を作りたい旨、一枝に伝え一枝又「国上良寛師許へ見舞源右エ門より沙汰せられしこと語り候処前より有りし庵なら宜しかれども新しく造るにはいやと申され候、此の末(五月末)源右エ門許へ行くこともあろうと挨拶あり」と日記の一節にあり八月二十九日の條には「良寛師の一件のこと四郎左エ門に沙汰す同人も同意なり」とありこの時点に急転直下、島崎転居が決定したものとと思われる。

島崎に冬ごもり致し候一寸お知らせ申し上げ候」とあり、転居は良寛さまが七十九歳、文政九年の九月頃のようにである。尚又、「如仰此の冬は島崎のとやうらに住居仕候信にせまく暮しがたく候暖気に成り候はば又何方へまいるべく候……」と言う手紙が残されて居ることから終生の居住の地と言うことでなく、迫り来る寒さ凌ぎて急遽暫定的ながら木村家にお世話になり、それが情性となり終焉の地となった。これが真相のように思われる。勿論その後の木村家の手遇へ待遇も永住の地となった大きな要因であろう。



和島村良寛会 会長 加勢彦四郎記

# 2月18日は衆議院議員総選挙・最高裁判所裁判官国民審査の投票日です。

## 在宅老人福祉事業の紹介

役場では、おおむね六十五才以上の在宅ねたきり老人等に対し、次の福祉事業を実施しております。どうぞご利用下さい。

### ○老人短期保護事業

ねたきり老人などを介護している家族等が、冠婚葬祭や疾病などにより、居室において介護できない場合に、その老人を一時的に老人ホームに保護してもらう制度です。

保護期間は、原則として七日以内。但し止むを得ないと認められた場合には、必要最少限の範囲で延長することができます。

利用料金は、一人一日千八百九十円です。

### ○小規模デイ・サービス(入浴)事業

ねたきり等の虚弱老人に対し、特別養護老人ホームの特殊浴槽を利用し入浴する機会を提供することにより、当該老人の心身機能の維持・向上や家族の身体的・精神的な苦勞の軽減を図ることを目的としている事業です。実施は、週二回以内程度で、利用料金は、一人一回八百二十円です。

また、実施の際は施設の車が自宅まで送迎しますが、家族の付添いが必要です。

### ○老人家庭奉仕員派遣事業

老衰や心身の障害及び疾病等により、日常生活に支障がある老人がいる家庭に対して、老人家庭奉仕員を派遣し日常生活のお世話をを行います。

派遣時間等

一世帯当り週一回〜二回、一回当りの派遣時間は半日程度。

### ○利用料金

生活保護世帯及び生計中心者の前年の所得税が非課税世帯は無料で、その他の世帯は所得に応じて一時間二百円から六百五十円いただきます。

※利用申込み及び問合せは、役場住民課福祉係へ。

電話 七四一三一―一 内線二九番



## 歳末たすけあい募金

歳末たすけあい募金につきましては、区長をはじめ、婦人協議会、日赤奉仕団、村民の皆さんの協力により三七二、三六六円の実績をあげることができました。厚くお礼申し上げます。

募金は、和島村在宅の方と福祉施設に入所されている人の歳末慰問に使用され喜ばれております。

なお一部は、災害時の義援金として使用させていただきます。

### 善意をありがとう

◎社会福祉に役立てて欲しいと、村社会福祉協議会につきの方からご寄附をいただきました。

小島谷 福 太郎 様

小 谷 長谷川 實 様

下町上 久住 角左武郎様

◎桐島小学校の楽器購入に役立てて欲しいと、ご寄附をいただきました。

金 十万円

駅 前 木村 元衛 様

厚くお礼を申しあげます。

一月二十四日、衆議院の解散により、第三十九回衆議院議員総選挙は一月三日に公示され、二月十八日(日)投票が行われます。国会は最高の機関で衆議院と参議院で構成され、今回は衆議院への私達の代表者を選ぶもので、これからの日本の将来と私達の幸福に大きくひびく最も重大な選挙です。各戸に配布される選挙公報や政見放送などをよく見、よく聞き、よく考えて、自由な意志に恥じない投票をしましょう。又衆議院議員総選挙と同時に最高裁判所裁判官の国民審査が行われます。

## 不在者投票

薄黄色

投票日に「やむを得ない事情」で投票所に行けない方のため、不在者投票の制度が設けられています。不在投票をされる方は、「印鑑」持参のうえ役場内の選挙管理委員会までおいでください。

### 入場券を忘れずに

投票所にお出かけのときは、入場券を忘れずにお持ちください。入場券が届かない時や、無くなり、忘れた時は投票所で申し出てください。事前に役場へ連絡していただいてもよいです。

## 投票の紙の色は

衆議院議員総選挙 白色  
最高裁判所裁判官国民審査

## 郵便による不在者投票の

できる期間は

選挙に関するお問い合わせは  
和島村選挙管理委員会へ  
☎七四一三一―一

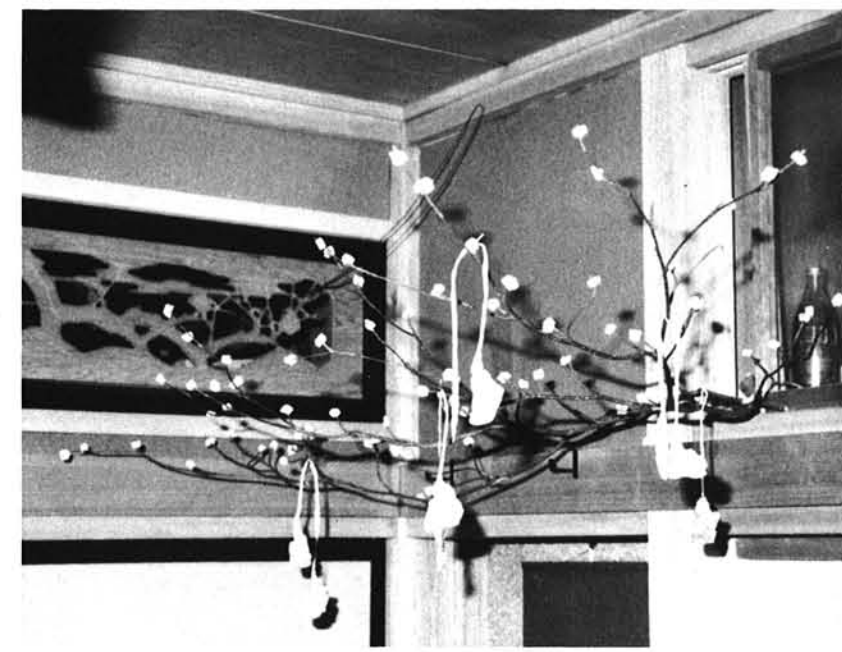
# ☆ スポット ☆

## まい玉飾り

村田の小林盛元さんの家では今年も「まい玉飾り」が作られました。

一月十四日に、家の浦山から取って来た水草と言う木に紅白の餅をさの目に切ったものや、菓子の大黒様を取り付けられました。

これは豊作を願って始められ



た行事で小林さんの家では昔からやっています。

このまい玉は小正月に作られ、田植えを意味しています。

また、二十日正月には、稲刈りを意味し豊作に感謝し、まい玉飾りを取りはずしました。

茶の間に飾られた  
まい玉

## さいの神

今年も一月十四日から十五日にかけて村内各地で、さいの神の行事が行われました。

駅前集落では十四日の朝、わらや竹を集めてまわり大小合せて二つが福祉センター前に作られました。

夕方四時半すぎには習字や餅、スルメを持って集まり、大小二つに火が入れました。

あいにくの小雪まじりの中、火柱は竹の割れる大きな音と共に天高く登りました。

また、集まった方は餅やスルメを焼く楽しいひと時でもありました。



▲堂前橋脇に作られた下小島谷のさいの神

▶駅前、餅やスルメを焼く子供たち

# ☆ ワシマ ☆

## ちびっ子お茶会

1月12日、和島幼稚園で今年もお茶会が行われました。

ステージの上にはジュウタンが敷かれ、10人ひとりのグループになりかわる代わるステージに上がりました。

園児たちは3人の先生から作法を教してもらい大きな茶わんでお茶をいただき、また、お菓子をもらい楽しいひと時でした。



## 環境と文化に関する意見について

環境庁では、昨有識者による第一回環境と文化に関する懇談会を開催いたしました。

日頃、住民の皆さんが考えておられる身の回りの環境についての観察結果や発見等の御意見を聞かせて頂き、次回の開催時の議論を一層幅広いものとしたと考えております。

よって次のようなテーマのどれか、又は全てについて御意見をお寄せ下さい。

又御意見の提出メ切りは、二月末日とし手紙か葉書きで環境庁「環境と文化」係一〇〇千代田区霞が関一―二―二までお願いいたします。

○テーマ

一、環境を大切にしている行いにはどんなものがあるか。

二、環境を大切にしている行いの背景にはどんな物の考え方があるか。

三、環境をもっと大切にするようにするには物の考え方をどう変えて行ったら良いか、また、変えていくための具体的なアイデアは何か。

四、良い環境を活用し、これを楽しむ面白い工夫にはどんなものがあるか。

五、人と生物や物との望ましい関係など望ましい環境のイメージはどんなものか。

六、望ましい環境の姿を実現するためのアイデアにはどんなものがあるか。

七、その他環境と文化との問題について環境庁へのアドバイスなど自由な意見を聞かせてください。

このことについての問合せ先  
環境庁  
TEL (〇三) 五八〇一―三七三  
〇県環境保全課管理指導係  
TEL (〇二五) 二八五一―五五一―

## 村長室の黒板から

和島村長 浅生 隆夫

- 一月一日 庭の木々にチラリと雪を粧いをつけたすがすがしい朝で新年を迎える。平成の年であるよう祈念。多くの方々から年賀を頂戴する
- 四日 仕事始め 議場で年賀交換 長岡方面年始あいさつ
- 五日 出県 関係部課にあいさつ
- 七日 消防出初式
- 八日 上京 議員会館 建設省、農水省その他関係部署あいさつ
- 九日 帰村 報酬審議会
- 十日 議会協議会を要請しB Gプールの他協議願う 議員年賀交換会出席
- 十二日 出県 国際交流課へ 昨年タヒチから来村した児童の御両親からの招請を受け訪問する
- 十六日 農業生産推進協議会 午後長岡へ 良寛の里における陶業について関係者を尋ねる
- 十八日 特別職報酬審議会
- 十九日 午前水田農業確立対策における転作配分等会議招集 午後区長会議開催



# お知らせ広場

## 新区長紹介

平成二年の区長さんが決まりました。今年一年間皆さんとの連絡をお願いしますのでよろしくお願いいたします。

集落名	氏名	集落名	氏名
上小島谷	久住昇一	上桐	矢島茂春
中小島谷	平沢東一	三瀬ヶ谷	未定
下小島谷	関川正栄	北野	菊地弘
駅前	宮田増夫	根小屋	加勢弘
小島谷	田村作治	荒巻	中野隆
下富岡	田村一彦	新田	長谷川晴夫
若野蒲	久住世作	中央	早川義雄
阿弥陀瀬	八子昌平	下町上	家合新二郎
高畑	高橋靖夫	下町下	小林政利
日野蒲	坂田耕栄	川端	早川久
中沢	大矢幸市	道城下	本間伍策
梅田	大矢栄一	法善町	本間五一
東保内	川瀬仁	寺町	早川八十八
村田	樋山和一	小谷	宮田金松
城之丘	関本猛	島崎	本間政一
両高	小林清		

### 二月中の国民年金

#### ◎60歳になる人

昭和五年二月二日から昭和五年三月一日生まれの人は、掛金を掛け終わりました。

老齢基礎年金の繰り上げ請求を希望する人は、請求できます。

#### ◎65歳になる人

大正十四年二月二日から大正十四年三月一日生まれの人は、老齢(通算老齢)年金の請求をしましょう。

受給資格期間を満たすことができない人、または過去に保険料の未納や免除があるため、掛け金をして年金額を増やしたい人は、任意加入することができます。

任意加入を希望する人は、必ず役場の窓口へ届け出てください。

### 児童手当支払

二月九日は児童手当の支払日です。指定金融機関の口座へ次のとおり振り込みます。

#### 支給期間

平成元年十月分から平成二年一月分まで

#### 支給額

二人目の児童については、月額二千五百円、三人目以降の児童については、一人につき月額五千円で、特別給付該当者も同額です。

### サラリーマンの確定申告

大部分のサラリーマンは、年末調整によってその年の所得税の納税を完了しますが、次のような場合などには、確定申告をしなければなりません。

- ① 平成元年分(昭和64年1月1日から平成元年12月31日までの期間に係る年分をいいます)の給与収入の合計が1,500万円を超える場合
- ② 給与所得や退職所得以外の所得金額の合計額が20万円を超える場合
- ③ 給与の支払を2ヵ所以外から受けている場合で、年末調整されなかった給与の収入金額と、給与所得や退職所得以外の所得金額の合計額が20万円を超える場合

なお、確定申告をする必要のないサラリーマンでも、災害等により損害を受けたときなどには、確定申告をすると源泉徴収された所得税が還付される場合があります。

### ●2月の心配ごと相談

日時...5日、15日、26日  
午前9時から正午まで  
場所...福祉センター老人室  
内容...生活相談・医療相談・家事相談・児童相談・年金相談・身障相談・職業相談  
その他...相談内容は秘密で費用は無料です。

### 今月の納税

- ※ 国定資産税 第4期分
- ※ 国民健康保険料 2月分
- ※ 国民年金保険料 2月分
- ※ 幼稚園保育料 2月分
- ※ 保育所保育料 2月分
- ※ 水道使用料 2月分

### おかあさん わすれちゃダメよ!

—保健衛生行事—(2月)

月	日	曜	内 容	対 象	時 間	場 所
2	9	金	精神衛生相談会	アルコールの問題や心の病気で悩みの方	午後1時半~3時	福祉センター
	15	木	乳児検診	H元年2月・3月・6月・7月・10月・11月生まれの乳児	午後1時~3時	"
	22	木	リハビリ訓練	希望者(足腰の不自由のある方など)	午後1時~4時	"
	27	火	1歳6ヶ月児検診	S63年1月1日~S63年6月30日生まれの幼児	午後1時~3時	"



### 国民年金を受けたい国民年金が引き上げられました

法律が改正され、今回の年金の引き上げは、平成元年四月にさかのぼって実施されることになりました。

引き上げられた新しい年金額のお知らせと支払いのご案内は、二月の初旬にあなただけのお手元へ郵送されます。

二月にお支払の引き上げられた新しい年金額は、四月分からは、既に支払済みの月分までの差額とが、合わせて



平成二年交通安全年間スローガン

安全は 出せるスピード 出さない勇氣  
危ないと 言うより親が まず手本  
心にも つけよう正しい しんごうき

無灯火は 乗る人見る人 まっくろけ

だめなのは 見えたつもりと 見たつもり